HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	刑事訴訟における手続打切り（２）　ー「正義の増進のための訴追の打切り」制度を参考にしてー
Author(s)	指宿, 信
Citation	北大法学論集, 43(3), 73-127
Issue Date	1992-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15480
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(3)_p73-127.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

刑事訴訟における手続打切り（二）

――「正義の増進のための訴追の打切り」制度を参考にして――

指宿信

〈目次〉

序
第一章　訴追の打切り制度の沿革と概要　（以上四三巻一号）
第二章　ニューヨーク州における「正義の増進のための訴追の打切り」制度
第一節　旧刑事訴訟法（ＣＣＰ）六七一条――「正義の増進」原理の成立――
〈一〉「訴追の打切り」の立法化
一　六七一条の沿革
二　六七一条の解釈と意義

〈二〉 州対デービス事件
一 事案の概要
二 打切りの二要件
〈三〉 六七一条の適用場面
一 迅速裁判権に対する侵害があった場合
二 検察官の不正行為があった場合
三 憲法上の権利が侵害された場合
四 公衆が害を被っていない場合
五 既に刑が十分に科されている場合
六 証拠に問題がある場合
七 被告人が精神異常の場合
八 検討
第二節 一九七〇年法（現行刑事訴訟法・CPL）の制定――「正義の増進」原理の継受――
〈一〉 CCP六七一条の継受
〈二〉 軽罪に対する打切り規定
一 正義の増進のための訴追の打切り規定（一七〇・四〇条）
二 打切りを考慮するための手続延期規定（一七〇・五五条）
三 マリファナに関する訴追の打切りを考慮するための手続延期規定（一七〇・五六条）
〈三〉 重罪に対する打切り規定
一 訴追の打ち切り全般に関する包括規定（二一〇・二〇条）
二 正義の増進のための訴追の打切り規定（二一〇・四〇条）
三 迅速な裁判を受ける権利をめぐる打切り規定
四 重罪において打切りを考慮するための手続延期規定

（以上　本号）

第二章　ニューヨーク州における「正義の増進のための訴追の打切り」制度

本章において論じるところは、ニューヨーク州における訴追の打切り(dismiss the indictment and information)の制度である。その制定法が連邦法と大きく異なっていることは既に指摘したとおりだが[1]、ニューヨーク州では、裁判所の裁量による非類型的な打切り規定が定められており、連邦に代表される、これを持たない管轄に比べて、その運用は合衆国諸州の中でも特に注目すべきものであって、比較法的にも我が法の手続打切り論に対して示唆に富むものと言えよう。

本稿の「序」で触れられた「コロンビア大学不法侵入事件」の顛末が明らかにしたように、ニューヨーク州では「正義の増進のために」必要と思われる場合、裁判所は事件を打ち切ることが出来るのである。この場合、裁判所の権限は「訴追の法的、事実的争点とは全く関係なく」行使され、ただ正義の原理のみと関わりを持つ。第一章では、こうした打切り権限を生んだ「Dismissal の法理」の沿革が紹介され、特に検察官による「訴追の中止」権にその源を置くことが明らかにされた。

本章では、こうした沿革の上に立っている現行法および旧法の紹介と、関連する判例の分析、さらに運用に当たって考慮されている諸々の要件ないし基準についての考察を行うことにしたい。まず第一節では、旧刑事訴訟法（以下ＣＣＰと略す：Code of Criminal Procedure 旧法とも言う）の規定と代表的な先例を紹介し、訴追を打ち切るにあたって用いられる「正義の原理」の登場を見る。続く第二節では現行法たる一九七〇年のニューヨーク刑事訴訟法（以下ＣＰＬと略す：Criminal Procedure Law）の規定および「正義の原理」の旧法からの継受について考察し、第三節ではこのＣＰＬ下での判例の紹介を行う。第四節では、ＣＰＬ下での一九七九年以降の法改正と判例を概観する。また第五節では、一貫して打切りの原理的支柱となってきた「正義の原理」の機能とその解釈について、特に「正義の原理」への様々な

アプローチの可能性を論じてみたい。最後に第六節では、他州に広がる「正義の増進のための訴追の打切り」制度を紹介し、「正義の原理」の普遍的性格あるいは逆にニューヨーク州に固有の現象を探ってみることにする。

第一節　旧刑事訴訟法（CCP）六七一条――「正義の増進」原理の成立――

〈一〉「訴追の打切り」の立法化

一　六七一条の沿革

合衆国の諸州と同様、ニューヨーク州も一八八一年の制定法（CCP）で訴追の打切りが定められるまでは、コモン・ローで用いられていた検察官による「訴追の中止（Nolle prosequi）」が非類型的な訴追を打ち切る唯一の方法であった[2]。すなわち、裁判所は当該事件について訴追を留保するよう正式起訴状を自ら却下する（＝訴追を打切る）権限を有していなかった[3]。

もっとも、全く無制限に訴追の中止が認められていたわけではなく、一八二八年の法律によれば、中止の提起にあたっては裁判所の同意が必要とされていた（同意型）。これは「Dismissal の法理」に従えば、第一段階の「抑制問題」の解決にこぎつけた段階である。右法律は「いかなる検察官も、当該犯罪を審理する管轄を有する裁判所の承認なしには、いかなる正式起訴状につき訴追の中止を提起したり、そのほかどのような方法によってもこれを中止したり廃止したりすることは許されない[4]」と定めて、他州に先駆けて抑制権問題に解決を見出した。一八四一年のマクロード判決も

この法律の趣旨を確認して、「州の代理人（検察官のこと）は、裁判所の同意なしで公訴を中止しえない」と明示している。[5]

しかしながら、「Dismissal の法理」の第二段階である裁判所固有の「打切り権限」については未解決のままで、判例も裁判所には手続を中止するよう検察官に強制する権限はないと解しており、[6]その後も立法ともども「第二テーゼ」については消極的であった。しかし、一八四七年のハリス判決において裁判所が以下のように述べて、「Dismissal の法理」の第二段階、すなわち第二テーゼを積極的に解する見解を示したことは、以後の訴追の打切り制度の発展を予感させる。

「従前のケースでは、民事事件で裁判所が訴訟の進展を止める権限を有していたし、訴えを却下する(nonsuit)権限があったが、刑事事件については、かかる権限は存在しなかった。何故なら刑事訴追では検察官にその権限が存していたからである。しかし、こうした種類の事件でも、裁判所は無罪を勧告し得たということが指摘されていた。検察官はそれに従うように拘束されてはいなかったけれども、当地でも、またイギリスにおいても彼がその勧告を無視するということは、大変稀なことであった。[7]」

ハリス判決は裁判所の打ち切り権限を正面から認めたわけではなかったが、この裁判所の打切り権の承認問題＝第二テーゼの解決は、以後の司法改革の目標の一つに位置づけられ、一八五〇年の「実務と訴答に関する委員会(Commissioners on Practice and Pleading)」では立法府に対して法の改正を求めて次のような意見が示され、はっきりと裁判所による打切り処理への期待が語られるようになった。

この章は、当委員会が現在欠点と考えている大きな不都合のみならず、重大で不当な産物への救済が目的とされている。〔それは〕被告人が訴追された時、訴追を進めることが適当でない場合に、彼を訴追から解放するか、または訴追を進めるかを〔選択するような〕様式が現在では存在しない〔という点である〕。〔つまり〕検察官が訴追の中止を提起する彼の権限

の行使が適当だと思わないかぎり、あるいは、裁判所の許可を受けるという限定的な権限を用いようと思わないかぎり、訴追は永遠に被告人の頭上に置かれてしまう。彼が受けうる唯一の救済は、何年も公判を維持することができないことを理由とする、裁判所の命令による保釈金ないしは宣誓に基づく釈放だけである。(8)

この報告に基づいて、同年、委員会は「訴追の中止」の廃止と、それに代わる打切り権限の検察官から裁判所へのシフトを提案し、その草案を示すに当たって「正義の増進のための訴追の打切り(dismiss the indictment in furtherance of justice)」という文言を初めて登場させたのである。

七三九条　裁判所は、自らまたは検察官の申立てにより、かつ、正義の増進のために、訴追を打切ることができる。しかし、その際、打切りの理由を書面において説明しなければならない。

七四〇条　訴追の中止の提起は廃止される。・・・以下略。

しかしながら、この委員会提案は以後三〇年のあいだ、一八八一年法が生まれるまで無視されるままであった。(9)一八八一年、ニューヨーク州は、旧刑事訴訟法（ＣＣＰ）を定めるにあたり、ようやく同委員会の提案を受入れて訴追の中止を廃止し、公訴手続に違法があり起訴状に瑕疵のある場合（三一三条）とは別に、起訴状に瑕疵がなくとも裁判所に当該訴追を打ち切る権限を認める規定を有するに至った。

同法六七一条は以下のように定めている。

「裁判所は、自ら又は検察官の申立てに基づき、かつ正義の増進のために、公訴がなされた後にこれを打切るよう命ずることが出来る」

ただこの規定によっても、裁判所に検察官が打切りを申し立てる際、これを認める「命令」が記録に残されず、その審査経過も不透明であるとするなら、これは事実上検察官の「打ち切り権に対する抑制」にはつながらない。そこで、一九二七年の改正により、裁判所が命令を発する際には「打ち切り理由に関する書面による記録」を用意することが要

件とされた。[10] このようにして、一九七〇年の大改正を迎えるまで、第二テーゼの解決を済ませたニューヨーク州法は立法作業の面ではひとまず安定期を迎え、他州が同旨の規定を持つに当たってモデルとされるようになった。

二　六七一条の解釈と意義

けれども、こうした法改正にもかかわらず、裁判所による検察官への抑制は実際には無力というのが実情で、裁判所は検察官の訴追の打切りを殆ど無制限に認めていたようである。[11] すなわち、法文上は「正義を増進」しない打切りならば裁判所は検察官の申立てを拒否できるにもかかわらず、この監督権限は行使されぬまま以前の「訴追の中止」時代と変わるところがなかった。しかしながら皮肉にも、「正義を増進させるため」訴追を打ち切る権限は、右の検察官の打切り行為に対する統制的機能としてよりも、すなわち第一テーゼの実現よりも、むしろ被告人からの裁判所への申立てに基づく訴追の打切りとして救済的機能を果たすという道を見出したのである（第一章第一節参照）。

たしかに制定法上、打切りの動議を提出するのは検察官か裁判所とされている。当時はただ一州、コネチカットだけが被告人の申立てによる打切りを認めていた。

「地方裁判所は、被告人の申立てに基づき、いかなる時点においても、略式起訴を打切ることが出来、また、かりに被告人を審理に付し、当該起訴を提起し、維持することを正当化する十分な証拠または理由が存しないという裁判所の意見があれば、当該被告人を釈放するよう命じることが出来る。[12]」

これに対し、ニューヨーク州の裁判所は、コネチカット州のように制定法に明記されていないにもかかわらず、被告人からの申立てを受入れ、それが相当な場合は自らの申立てと同視することにより、「正義を増進させるために」訴追を打ち切ったのである。たとえばこのことは、一八九一年のブリックナー事件[13]や一八九七年のヴォーガン事件において

既に、「正式起訴は被告人の申立てに基づいて……裁判所に自ら訴追を打切る権限を与えた六七一条の下でも、打ち切られうる」[14]との指摘があることを見ても、一九世紀以来の実務慣行として明らかである。つまり、ウィリス判決が六七一条について「外見上、訴追の中止を受け継いだ」と表現したのは、まさに外見上なのであって、実質はそこに全く新しい訴追の打切り権限を創出させたと言うことが出来よう。[14a]換言すれば、第二テーゼ（打ち切り権問題）の解決がそのまま第三テーゼ（申立て権問題）の解決を呼び起こしたことになる。もっとも、従来からコモン・ローでも裁判所による打切り勧告は行われていたのであって（前掲、ハリス判決参照）、ＣＣＰ六七一条は、制定法上この機能を促進させたとも評価できる。[15]加えて、解釈論上も、三一三条によって被告人が不当な訴追に対する打切りの申立てを主体的になしえたことから、これとの類推で六七一条による打切りについても被告人に付加的な防御を法が与えたとも解せるので、申立て権を認めてよいとの考え方もあった。[16]

また、六七一条による訴追の打切りは、六七三条において軽罪に対してのみ再訴を妨げる効力を有するとされている。

「本章で定められた訴追を打ち切る命令は、当該犯罪が軽罪である場合、同一犯罪に対する再訴を妨げる。」

とすると、重罪についてはどれほど「正義の増進のため」になろうとも再訴の可能性が残されるわけであり、打切りの効力について犯罪の軽重という「実体法的観点」を強調することで、打切り制度の設置に対する非難――必罰的思考によるもの――を回避しようと立法者が意図していたと見ることもできる。

〈二〉　州対デービス事件（一九六七年）（判例番号Ａ①）

次に以下では、ニューヨーク州における「正義の増進のための訴追の打切り制度」において代表的先例とされるデー

ビス事件をとりあげて、訴追の打切り規定の実際の機能を見てみたい。

一　事案の概要

一九六五年九月一七日、被告人デービスは、イギリスのノーサンプトン港から船でニューヨークに着いた際、税関職員によって若干のマリファナの所持を発見された。そして、営利目的の麻薬所持罪で起訴された。被告人は軽罪での麻薬の不法所持につき有罪答弁を行い、プロベーション局の仮の観察下に置かれることとなった。この観察期間の間に弁護人は、正義の増進のために訴追を打ち切るよう申し立てた。[17] ニューヨーク州上級裁判所[18]は、被告人に対する五か月の仮の観察の後、量刑言い渡し前の補足的な報告を準備し、その報告書に基づいてCCP六七一条に従って、当該訴追を打ち切ることを申し渡した。なお、検察官は起訴以来、打切りには反対の宣誓供述書を提出していた。

本判決は、CCP下のみならず現行法においても、「正義の増進のための訴追の打切り」の代表的な判例とされており、その意義は今日なお失われていないが、裁判所はこの六七一条を適用するに当たって先例として一九五八年のクィル事件（A②）の説示を引用している。

「六七一条によって裁判所に委ねられた訴追を打ち切る権限は、訴追事実の法的ないしは事実的な事項に関して殆ど関係がない。また、被告人の有無罪とも関係がない。かかる打切りは、制定法が述べているように単に正義の諸原理と関わるものである。[20]」

ここでは、六七一条による裁判所の判決が、いわゆる本案裁判ではなく、有無罪にかかわらない裁判で法的判断でも事実的な判断でもないと明示されている点が注目される。そのうえで裁判所は、この条文の下で考慮されなければならない問題として、「何が最も正義の目的に益となるか」ということを挙げた。そして六七一条の適用に当たって、法の

執行とのバランスをとる基本的なファクターとして、シュヴァイツァー裁判官は次の二つを指摘したのである。

二　打切りの二要件

第一には、公衆のいかなるメンバーも被告人の行為が原因で何ら苦しむことがない、という要件である。例えば一九六六年のキャンベル事件（A③）では、結婚を目的として誘拐された女性が自ら被告人と共にメリーランドまで付いていったという事情があったので、この誘拐犯についての訴追は打ち切られた。[20] クィル判決も指摘したとおり、裁判所は「公衆は」犯罪から「いかなる損害も」被っていないのであるから訴追を打ち切ってもよいと考えたわけである。

第二は、二十歳という被告人の年令の持つ可能性である。同人に対する有罪が、将来にわたって正義が求める以上に嘆かわしい結果をもたらすことしか期待できないとしたら、この場合には犯罪の性質、背景を考慮に入れながらも訴追を打ち切ることが許されるとした。[21] 例えば、この要件を考慮するに当たって裁判所が「際立って似た事実条件」であるとして、一九六六年のグラスター事件（A④）が挙げられている。このケースでは、デンプシー裁判官が以下のように指摘して訴追を打ち切っている。

「大学の四年生である被告人は、パニック状態となって警察官の尋問の現場から急いで逃げ出そうとしたが、警察官が車のドアをつかんだので結果的に障害を与えることになった。本人の〔これまでの〕潔白な記録や前科がないこと、学業成績、更に被告人が持っている専門的な経歴の可能性に鑑みると、軽罪での起訴事実に対して有罪とすることは、判断の仕方を誤り、若くて乏しい判断を行使してしまったにすぎない被告人の将来に対して、記録の上で一つの汚点を与えるにしか過ぎないであろう。」

「更生保護の目的が量刑の一部として注意深く考察されるべき一要因であると認識するのであれば、裁判所は、刑を科すことが本件での処遇の目的に添うものでないと考える。量刑裁判官はしばしば人間的に被告人の刑事罰における量刑の効果

につき過ちを犯すのであるから、同人の将来の生活がそれによって誤る恐れがあるというのが当裁判所の判断である。被告人の将来は、我々が受け取った情報に照らすと有望であるようだ。公共の監視の継続の負担と、これからの同人の経歴を容易にするためには、本件で有罪を言い渡さないことが基本的な正義の利益に奉仕することとなろう。[22]」

デービス事件では、以上の二点の要件を考慮するに際し、裁判所は特に第一点には深く立ち入ることはない。第二の点については、有罪の効果が全く異なってくるであろう被告人への結果を考慮することによって、正義を個別化しようという法の試みを明らかにした。捜査報告書に基づいた裁判所の事実認定によれば、本件被告人の年令は二十歳であり、ハイ・スクールを大変優秀な成績で卒業し、チュレーン大学をこれも優秀な成績で卒業しており、既にチュレーン大学医学部への入学も認められている。こうした本人の経歴に加えて、マリファナは船に乗る寸前にパリの友人から贈られたものであること、彼は純粋な好奇心からこれを受け取ったが決して使用しなかったこと、等が確認されている。また、警察その他のいかなる機関からも被告人がかつて麻薬の輸送に携わったという報告はない。こうした被告人自身の情状と共に、五か月の観察期間に対するプロベーション局の意見は、今回の犯罪が全く孤立した事例であって、彼の一般的な行動パターンでないことを指摘していた。[23]

最終的に裁判所は、「六七一条の目的は、適当だがまれな状況において、正義の精神に則り、寛大にまた慈悲深く法の文言を適用する権限を裁判所に対して与えることにある」として、本件でも訴追を打ち切ることが正義の利益を最もよく提供することになると判断したのである。[24]

ここで裁判所が、六七一条の適用に当たって、「まれな状況(rare circumstances)」という解釈を付していることが注目される。何故なら、第一の要件である「公衆がいかなる被害も被っていない」という場面では、いわゆる被害者なき犯罪の類型であれば多くが該当する可能性があり、第二の要件である被告人本人に関する事情においても、いわゆる「わ

な」にかかった場合なども含まれ得る。もちろんこの場合「わなの抗弁」がなされようが、六七一条での打切りも考えられよう。しかし、このような打切りの二要件の可能性に対して、どこまで「まれな」適用という解釈がしぼりをかけるのかはこの段階では不明である。

しかしともかくも、デービス判決が示したように、裁判所は有罪が明らかである時でさえも「訴追を打ち切る」ことが出来ること、その場合以上の二要件を斟酌しつつ「正義の利益」に適うと判断された時にその権限が行使されるということを先例に倣い明らかにした意義は大きいと言わねばならない。(25)

〈三〉　六七一条の適用場面

さて、CCP六七一条が、単なる検察官の打切り権限に対する統制規定としてでなく、裁判所による被告人に対する手続の早期打切りを保障する機能を有するものであることが理解された。そこで本項では、CCP時代に「正義の増進」にあたって六七一条がいかなる場面で適用可能であったのか、という点を考察するために、以下に事由別に判例を概観しておきたい。

一　迅速裁判権に対する侵害

CCP制定当時、未だ迅速な裁判の保障という観念は充分確立されていなかった。もちろん、法律上かかる権利侵害に対する保障の規定も存在しない。迅速裁判権（迅速な裁判を受ける権利）の問題は極めて現代的であり、これは連邦法域でも同様であった。

しかしながら、訴追に当たって迅速裁判権や管轄の不存在といった重大な憲法上の問題がある場合に限って裁判所は訴追の打切りを行ない得るという考え方を示す萌芽を見ることが出来る。[26] 一九六八年、ジェイソン判決（A⑤）で、ニューヨーク州上級裁判所控訴部は、迅速な裁判の侵害を理由に「正義の利益のため」に訴追の打ち切りを認めた一審裁判所の命令を破棄して、正式起訴状は再び提起されうる、という判決を下した。[27] 一審のキングスカウンティ上級裁判所は、一九六六年九月一九日に審理の予定になっていた本件裁判について、検察官が二人の証人の召喚不能と一人の証人のプエルトリコ在住を理由とした裁判延期の申立てをした際に、「正義の利益のため」訴追を打ち切るようにという被告人側からの訴えを認めた。[28]

これに対して、控訴部の判決は、「打切りが裁判所または検察官の申立てに依らず、しかも当該打切りに関する理由を示す書面が裁判所によって作成され、記録として提出されない場合、本件では本条（六七一条）を適用しない」と述べて、一審の命令を破棄した。しかしながら、傍論とはいえ「我々の意見では、公判が検察官によって不当に（unduly）遅延された場合、事実審裁判所は自ら、正義の利益のためCCP六七一条の下で訴追を打ち切る権限を有している」と判示し、迅速な裁判が検察側の責任で損なわれた場合に訴追の打切りが行われることを初めて明らかにした。[29]

このジェイソン判決は、先の「正義を増進するため」訴追を打ち切る具体的要件を明確にしたデービス判決の翌年に出されたものであり、CCP下での判例の蓄積として六七一条の射程範囲を示す重要な事例判例であろう。ここでは被告人の申立てに関する権利の存否は不明だが、七〇年代以降に議論されることとなる迅速な裁判を受ける権利の侵害に対する救済として、当時としては画期的なものであったと評価しうる。加えて、デービス判決でも明らかにされたように、訴追の打切り権限は完全に検察官の独占物ではなくなった。それも、検察側に瑕疵がある場合（「検察官によって不当に」という文言を見よ）、裁判所による「打切り」という形で救済が行われることを予定していることも見逃すこ

とが出来ない点である。この点については次項で更に詳しく述べてみたい。

二　検察官の不正行為

一九四六年のサントロ事件（A⑥）において、キングス・カウンティ裁判所は、前任者の検察官が誤って用いていた証言に基づく正式起訴を打ち切るように申し立てた検察側の主張を受入れ、訴追を打ち切った。[30] ここでレイボヴィッツ裁判官は、たしかに「前任の検事正と検事補は、全く善意で(in good faith)訴追し、正義のために殺人犯を訴追しようとした欲求以上のいかなる動機にも基づかなかった」けれども、「職業的な熱心さが被告人の権利を保障する彼らの責任を失わせてしまう原因となることは耐えられない」として、検察官は正義の利益のためにのみ働くよう示唆した。[31] そして傍論的にではあるが、検察側の瑕疵について論及している。

「証拠が明らかに誤っているか、またはその誤りが検察官によって与えられる場合には、申立てに基づき、〔裁判所は〕正義の逸脱(perversion)を防止するため起訴状を却下するよう義務づけられるのである。」（傍線筆者）[32]

このようにかなり強い表現が用いられているが、サントロ判決は、「正義の増進」のために六七一条の適用が「義務づけられる」事態が存在することを明らかにしたのである。そして結論部分においては、「裁判所は、求められる救済を保証する制定法上の権限(authority)と同様、固有の権限(power)を賦与されている」と述べ、六七一条の適用に関してゆるやかな解釈を示した。[33] ただし本判決も、当該申立ての権利が被告人に認められるかという点については判断を示していないのであって、CCP下での「正義の増進」が具体的に被告人の利益に基礎づけられるか否かは、明確にされていない。特に判決からは、裁判所の義務と固有の権限が論じられていることに鑑みても、訴訟指揮権的な発想が強くその背景にあることが伺われる。

三　憲法上の権利が侵害された場合

一八九八年、キングス・カウンティ上級裁判所のディッキー裁判官は、ウィナント事件（A⑦）において、先例である、ウィリス事件（A⑧）[34]でのバン・ウィック裁判官の意見を引用しつつ、「公判前の正式起訴の打切り申立ては、被告人の憲法上の権利が影響を受けた場合を除いては」三一三条の理由のみに拠ることを明示した。[35]

ここで言う三一三条の打切り理由とは、第一に、二六八、二七二条によって述べられているとおりに起訴状が提示されたとみなされない場合であり（起訴状の瑕疵）、第二は、当該正式起訴に含まれている公訴事実が考慮の最中である時、大陪審の開会中に法で禁じられた人が出席を認められた場合（大陪審の構成上の瑕疵）である。(Code of Criminal Procedure, §313) これらの規定に基づく打切りは義務的なもの(mandatory)だが、六七一条による打切りは裁量的なもの(descretionary)とされている。[36]

しかし本判決においては、三一三条に従ったとしても不法な証拠が大陪審に提出されたとは認められないため、被告人の主張を退けた上で、憲法上の権利は十分に保障されうるとされている。[37]

一方、ウィリス判決では、被告人は以下の四点にわたって正式起訴の打切りを申し立てていた。第一に、大陪審が不法な証拠を受け取っていること、第二に、充分な証拠が存在しないこと、第三に公訴時効に抵触すること、第四にウィリスは自らの意思に反して尋問を強制されたこと、である。[38]しかし裁判所は、「何らかの憲法上の権利が侵害された場合でないかぎり、裁判所に示されている理由では、本件において被告人を救済しえない」と判示し、訴追の打切りの申立てを却下している。ただ、傍論ではあるが、ウィナント判決同様、憲法上の権利侵害があれば、訴追の打切りの可能性があることを示唆したのであった。[39]結局、ウィリス判決、ウィナント判決いずれも実質的に被告人に対して憲法上の侵害が無かったとされたため、打切りによる救済は実現することはなかったが、六七一条の規定の射程範囲をかなり具

体的に論じることが可能になったと言えるのではあるまいか。多くの州においても、かかる「憲法上の権利侵害の発生」が打切りの要件とされており、訴追の打切りを当初から定めたニューヨーク州においてこのような例示がなされたことが一つの参考とされたということもできよう（詳細については本章第六節を参照）。

四　公衆が害を被っていない場合

(1)　先にデービス判決の紹介において指摘されたように、裁判所は、「正義の増進」のために訴追を打ち切る要件として、「公衆のいかなるメンバーも被告人の行為が原因で害を受けることがなかった」ことを挙げている。[40] これは次に紹介するクィル事件（A②）を先例としている。

一九五八年、キングス・カウンティ裁判所のゾーベル裁判官は、名誉毀損(libel)の罪で起訴された被告人からの訴追打切りの申立てを認め、事件を打ち切った。[41] 本件では、名誉を毀損されたとされる当事者が、決して名誉を毀損されたとは思わなかったし、現在でもそう考えていて、一度も被告人を起訴するよう望んだことはなかったことを法廷で明らかにしたことが打切りの主たる要因となったものと思われる。更に、ゾーベル裁判官は名誉毀損罪が実際は私的な問題であることを指摘し、通常は民事裁判による損害賠償によって解決されるものであり、よほど悪い性質を有する場合に、公的な理由で刑事訴追を行うことになる、と判断した。[42]

すなわち、一般の犯罪において被害を被るのは公衆(public)であるけれども、名誉毀損ではそうではなく、公衆はこの犯罪によって苦しむこともない。かかる点から、裁判所は訴追を打ち切ることを承認したのであった。また本件では、六七一条につき、「正義の利益のために訴追を打ち切る唯一の権限は裁判所に委ねられている」ことを明らかにしている。[43] 本判決は、六七一条のみならず、「正義の増進」原理に関する先例として以後重要な意義を有することになるが、一九

六七年のデービス判決においても確認されたように、訴追の打切りに当たっては、被告人の有罪無罪に関係なく、ただ正義の諸原理に照らして、公衆が被害を被らないような場合にはその申立てを承認するという大胆な発想を刑事手続に持ち込むこととなった。[41]

(2) さらに一九六六年、キャンベル事件（A③）においても同様の適用場面が確認されている。[45] 本件は、一八歳の誕生日を二か月後に控えた女性が、被告人と共に両親の同意を得ずメリーランド州に結婚をするため出かけ、被告人が誘拐罪で起訴されたというものである。キングス・カウンティ裁判所は、事実を簡単に確認して、被告人の打切り申立てを認め、六七一条に照らして訴追を打ち切った。[46]

裁判所は六七一条の適用に当たっていかなる先例も明示していないし、特段の理由も示していない。しかしこの誘拐事件は、まさに茶番であり、刑事事件として訴追に値しないものと考えられ、いかなる公衆の損害も生じていないのである。法廷意見になんらの述べるところもないので推測の域を出ないが、こういった訴追に値しないような事件も本類型に入れることが出来るのではないか。この他、一九三一年のウィリアムズ事件（A⑧a）では、告発人が、後に心を変えて告発の取下げを望んだという事案であるが、裁判所はかかる告発人の意思を公訴の無効原因に認めることはしないながらも、そうした事情を考慮にいれ、訴追を打ち切ることが正義の増進になると判断している。[47]

五　既に刑が十分に科されている場合

一九四六年のワイス事件（A⑨）[48]は、被告人である医師ワイスが一九四四年にブロンクス郡大陪審に堕胎罪で告発されたものだが、そのとき彼はニューヨーク郡大陪審にも他の堕胎罪につき告発を受けていた。ニューヨーク郡裁判所のミューレン裁判官は、二年以上四年以下の懲役を科したが、その際ブロンクス郡裁判所に訴追が係属していることを考

慮に入れたことを指摘している。

一方、ブロンクス郡の検事補は、被告人の仮釈放への申立ては二年後にするよう勧告した。しかしそうなると同人への本件訴追が打ち切られないかぎり、ニューヨーク州仮釈放委員会は仮釈放を認めないであろうから、被告人は本件訴追の打切りを主張した。これに対してブロンクス郡裁判所は、ニューヨーク郡裁判所が二年以上四年以下の懲役で十分であると考え、その際本件訴追が系属していることを考慮に入れていたことから、検察官が熱心に活動していることを認めつつも、拘禁の継続かまたは仮釈放の時期については委員会の判断に任せるほうが適当であることを示唆して、被告人からの申立てを認め、訴追を打ち切った。[49]

本件は、管轄の異なる事件の、一人の被告人に対する訴追を扱った特殊な事例であるが、裁判所は、更生保護や刑の充足、といった見地から、訴追を認めて被告人を長く刑に拘束することを好まず、むしろ仮釈放委員会の保護に処分を委ねることを相当と考えたのであろう。「正義の増進のための訴追の打切り」が救済の法理としてばかりでなく、特別予防の見地から刑事政策的な考慮も採り入れていることのひとつの例示となっている。

六　証拠に問題がある場合

(1)　一九五八年のフィリップス事件（A⑩）[50]は、第一級偽証罪で訴追された被告人が大陪審議事録の監査もしくは訴追の打切りを求めた事例である。本件では迅速な裁判の保障についても考慮されているが、裁判所は証拠が不十分であること、二人の証人のうち一人が重病で何時出頭できるかわからず、もう一人は南ベトナムにいて数年間は戻ってこないことから、本件訴追を打ち切るとした。その上で、一九ケ月の訴追の遅延はたとえ検察官が善意であっても正当化されないとして、被告人の迅速な裁判を受ける権利を守るのは裁判所の確固たる義務であると述べたのである。[51]

(2) 一九六〇年のダンドリア事件（A⑪）[52]は、故殺罪および重罪の暴行罪で訴追された被告人が、大陪審に提出された「感情の爆発（heat of passion）」を示す状況証拠を含む証拠が訴因を証明するには不十分である旨を主張して、訴追の打切りを申し立てたものである。

これに対し、ゾーベル裁判官は「感情の爆発」の定義を詳細に分析した上で、起訴を行う際に証拠が少しでも存在すれば裁判所はこれを打ち切る権限はない、と判断して申立てを却下した。[53]

(3) 一九六一年のカトリン事件（A⑫）[54]は、「第二級強盗の未遂罪、第一級重窃盗未遂罪、第二級暴行罪」および「第一級および第二級重窃盗罪、軽窃盗罪、火器携帯の重罪、第一級強盗のコンスピラシー罪」の、二つの起訴を受けた被告人がこのうちの後者について有罪答弁を行ったが、後に再び別罪（本件訴追）で起訴されたという事案である。訴因は、「第一級強盗罪、第一級および第二級重窃盗罪、第二級暴行罪、第一級強盗のコンスピラシー罪」である。これに対して被告人は無罪の答弁を行なったが、同人は先の起訴がなされた当時は一八歳で、裁判所により少年犯として扱われている。[55]

被告人の申立てに基づき、裁判所は、CCP三一二条d[56]に従って青少年保護観察局でなされた前訴の犯罪事実に関する被告人の承認に基づく訴追は許されないという理由で、本件訴追の打切りを命じた。もっとも、ボッシュ裁判官は、「大陪審および検察官の誠実な働きは軽々しく取り消されるべきではない」と断りつつ、「しかしながら、いかに気の進まないものであっても、裁判所が〔打切りの〕権限を行使しない場合には、公正な活動と正義（fair play and justice）に対する裁判所の意義が損なわれることになろう」と述べて、六七一条を用いて訴追を打ち切ったのであった。[57]

(4) 一九六六年のワイナー事件（A⑬）[58]では、ニューヨーク郡上級裁判所のシュバイツァー裁判官が、脅迫罪で起訴された被告人につき、窃盗と偽造で自白をしていた証人の証言を不十分であるとして当該略式起訴を打ち切った。

本件証人は被告人医師の経営する病院の看護婦であったが、患者から受け取った小切手に被告人の名前を書き入れて偽造し、自己のものとしていた。被告人は証人が盗んだことを確信したが、その金額は証人が窃取した額より多かった。被告人の脅迫の罪については、大陪審の記録からは、犯罪の故意や合理的疑いを越えるほどの要因を確証する証拠は示されなかった[59]。

裁判所は、「検察官と大陪審の正直な活動が容易に取り消されるべきでないことを認める一方、それにもかかわらず、大陪審で示された証言によれば、本件の審理は裁判所の貴重な時間の浪費である」と述べて、正義の利益と増進のために訴追を打ち切っている（同裁判官は翌年デービス判決を下した[60]）。

これらの証拠に関する問題がある場合の事例をみるとき、裁判所は打切りに慎重な態度を崩してはいないものの、正義や公正という価値に疑義が生ずるような場合にかぎって訴追を打ち切るという政策的な判断を積極的におこなっていると評価してよいであろう。こうした柔軟な解釈は、サントロ事件判決（A⑥）が指摘したように、ただしく法廷の「固有の権限」から導かれるものと言えよう。

七　被告人が精神異常の場合

一九四四年、被告人ネグロは第二級の強盗罪、第一級の重窃盗および第二級の暴行罪、重罪の脱走罪により起訴された。同人は無罪の答弁をしたが、公判前に州立病院へ収容され、精神異常（insanity）の状態であることからＣＣＰ六六二条ｂ項[61]により公判が一時停止（suspended）された。

ＣＣＰには、矯正局付病院や、公衆衛生局管轄下の民間の精神病院にこうした被告人が継続して収容されることに伴う訴追の打切りの規定が存在しないことから、六六二条ｂ項は、一定の事情の下で、一定の条件を伴いつつ検察官の同意に基づ

いて訴追の打切りを認めるよう後に修正されている（一九五八、九年）（ディケンズ事件（A(14)）[62]。

被告人の兄は、より良い治療のために、同人を州立病院から民間の精神病院へ転送するよう要望した。同時に弁護人も、検察官に訴追の打切りに同意するよう要請した。検察官は、監督官(superintendent)が「被告人の様態が、訴追を打切って民間の病院へ転送しても公益に不利益をもたらさないほどのものである」と明示すれば同意を行う旨を明らかにしたが、監督官は、被告人には民間の治療が適当であるとの公衆衛生局による判断がないかぎり打切り勧告は出来ないとしたため、検察官の同意は得られなかった[63]。ボタイン裁判官は、「訴追の打切りを生ずるような防御的規定である六六二条b項の明確性に照らし、立法者が本件のような事案において六七一条が発動されるように定めていたかどうかについては疑問がある」と述べて、六七一条の適用を消極に解し、六六二条b項の「検察官同意の要件」の廃止に関する立法状況を指摘しつつ、当該申立てを却下したニューヨーク郡上級裁判所の判断を支持した[64]。

八　検討

以上、CCP下でのニューヨーク州では、六七一条による訴追の打切りに七つの適用場面があると考えられた。しかし、二〇世紀に入ってもかかる打切り権限に関する判例はそれほど重ねられず、デービス判決が「まれな状況」[65]と指摘したとおりに裁判所は六七一条の適用に慎重であったと言わざるを得ない。すなわち、第三の類型であった「憲法上の権利が侵害された場合」を単独とする事例については全く申立ての認可事例が存在しなかったことからもそれは明らかであろう。

このように、被告人に対する手続からの早期釈放を目的とした打切り制度としてのDismissalの機能が充分に発揮されているとは言い難いが、ここで、CCP六七一条下での「正義の増進」原理に従った判例を一覧表にして、その射程

範囲を見てみたい。〔表A（次頁）参照〕

本表から看取しうることは、第一に、起訴犯罪の種類の多様性である。例えば、謀殺罪でも証拠に問題がある場合には打切りという処置がなされ得ることがA⑥のサントロ事件から明らかであるし、A①のデービス事件のように、いわゆる被害者なき犯罪と呼ばれる軽罪に至るまで、「正義の増進のため」に訴追は打切り可能である。すなわち、裁判所の自由な裁量による「正義の増進」のための訴追の打切りの射程範囲は、罪種に見るかぎり限定はないものと言ってよいであろう。

第二に、打切り理由の類型に従って判例が分類されることである。それは主として、①刑事政策的事由、②手続的事由、③証拠上の事由、④その他の事由の四つに分類される。まず第一のグループは、A②のクィル事件に倣った、被告人の年令、環境、将来性等を考慮に入れた特別予防を基礎とした刑事政策的な打切り事由が注目される。これはA④のグラスター事件でも踏襲されている。他方、一般予防を基礎にしたケースが目につく。この種の事由はクィル事件以前には全く見られなかったものであり、「公衆が被害を被っていない場合」というデービス判決における第二の要件として提示され、打切りを考慮する際の重要なファクターとして定着しているように思われる。

すなわち、クィル、デービス事件が要件を明確にするまでは、六七一条をめぐる指針は裁判所にも、当然立法者にもなかったことが明らかである。こうした点からも、「正義の増進」原理をめぐる両判決の重要性が強調されよう。この刑事政策的打切り理由に該当するのは、A①からA④判例である。

二番目の手続的事由として多いものは、「迅速裁判違反」と、「憲法上の権利侵害」である。連邦憲法典は修正六条において迅速な裁判を受ける権利を保障しているのであるから、当然この二つは保障される範囲が重なり合う。A⑤⑦⑧⑩判例がこれに該当するが、A⑩のフィリップス判決を除いていずれも打切り申立て却下の事例であり、フィリップス

〈表A〉

判例番号	事件名	罪種	打切りの可否	理由	裁判所
①	デービス (1967)	軽罪・麻薬不法所持	可	• 20才という将来性 • 公衆への害がない	ＮＹ郡上級裁判所
②	クィル (1958)	軽罪・名誉毀損	可	• 公衆への害がない • 被害者の希望	キングス郡裁判所
③	キャンベル (1966)	重罪・誘拐	可	• 不　明	キングス郡上級裁判所
④	グラスター (1966)	不　明	可	• 被告人の将来性 • 更生保護の目的	不　明
⑤	ジェイソン (1968)	不　明	破棄	• 被告人側の申立ては不可 • 裁判所による書面が必要（意見）迅速裁判違反で打切りの可能性あり。	上級裁判所控訴部（事実審／キングス郡上級裁判所）
⑥	サントロ (1946)	重罪・第一級謀殺罪	可	• 証拠が明らかに誤っている場合、検察に打切り義務(注)本件は検察側申立て	キングス郡裁判所
⑦	ウィナント (1898)	重罪・収賄罪	否	• 憲法上の権利が侵害されないかぎり救済されない	キングス郡上級裁判所
⑧	ウィリス (1898)	重罪・収賄とコンスピラシー罪	否	• 同　上	キングス郡上級裁判所
⑧a	ウィリアムズ (1931)	重罪・重窃盗	可	• 告発人の告訴取下げの意思を考慮	オツシーゴ郡裁判所
⑨	ワイス (1946)	重罪・堕胎罪	可	• 他の裁判所の同種の罪への刑があること	ブロンクス郡裁判所
⑩	フィリップス (1958)	重罪・偽証罪	可	• 証拠が不十分 • 迅速裁判違反	サフォーク郡上級裁判所
⑪	ダンドレア (1960)	重罪・故殺、暴行	否	• 証拠は十分	キングス郡裁判所
⑫	カトリン (1961)	重罪・一級強盗、重窃盗、暴行	可	• 未成年 • 前訴の自白を証拠に出来ない	クィーンズ郡裁判所
⑬	ワイナー (1966)	軽罪・脅迫	可	• 証拠が不十分 • 時間の浪費	ＮＹ郡上級裁判所
⑭	ディケンズ (1965)	重罪・一級強盗、重窃盗、暴行	否	• 精神異常者については662条ｂでカバーされる	上級裁判所控訴部

判決にしても、証拠が不十分であるという理由と合わせて認められていることから、「憲法上の権利侵害」を理由にした「正義の増進」のための打切りの射程範囲はかなり限定されたものと言えるのではないか。やはり事実審裁判所には、憲法問題についてはこれを法律問題として捉え、六七一条の裁量の範囲から除外する傾向が強いように思われる。もっとも、CCP下では迅速な裁判に関する規定が存しなかったこと[66]（立法の不備）、また合衆国全体で見ても、この当時はまだそれほど右の問題に関心が払われていなかったこと[67]（意識の欠如）、連邦最高裁判所において「迅速な裁判を受ける権利」を州にまで保障するとしたのは一九六七年のクロップファー判決[68]にまで待たねばならないこと等（判例の遅れ）を考え合わせると、この当時の裁判実務においてかかる救済の実現への期待がどれほど大きかったのか不明な点もある。

三番目は証拠上の事由によるものだが、これについては可否が最も別れるところである。一定の基準を設けることに馴染まず、具体的な事案を見る以外にないからである。しかしながら、消極判断を示した裁判所の多くが、証拠の量的な問題では「少しでも証拠があれば裁判所に訴追を打ち切る権限はない」としているところから、証拠の問題において打切りが認められるのは絶対的な証拠の不存在ないしは瑕疵の場合に限られていたと言えよう。

その他の理由については、同種犯罪に対する他の裁判所の判決が当該訴追までをも考慮に入れて量刑を科していた、という半ば刑事政策的な理由の事案（A⑨）がある。

以上、表Aから学びうることは、やはり打切り事由の第一に挙げられた刑事政策的事由の適用範囲の広さである。一般予防、特別予防の両面から打切りについて具体的処置が取られたことの意義は大きい。他方、第二の憲法上の権利侵害を理由とする場合の早期の打切りの可能性については、「正義の増進」原理と結びつく理論構成がまだ充分に示され

ておらず、今後の展開を必要とする分野である。かりに「正義の利益」が憲法上の権利侵害への救済としての打切りを求めるとしても、侵害がいかなる程度であるのか、またいかにしてこれを判断するのかについて判例は沈黙している。この点についてはＣＰＬ下の裁判所は十分に議論を重ねていないため、単に打切りの可能性だけを示唆するに止まり、次の時代に解決を委ねたままであると言うほかない。

そこで、問題は一九七〇年に大改正された刑事訴訟法（Criminal Procedural Law：ＣＰＬ）に引き継がれることとなった。次節ではこの新法＝一九七〇年法における「正義の増進のための訴追の打切り」制度を紹介し、そこでどのような法改正が行われたかを概観しておきたい。

（1）第一章第一節〈2〉参照。
（2）People v. Porter, 4 Parker Cr. R. 524(1860).
（3）*Ibid.*
（4）Section 54(Part IV, ch.I, tit. VI)of the Revised Statute of New York. 1859 Vol. 3.
（5）People v. McLeod, 25 Wend. 483, 1 Hill 377, 37 Am. Dec. 328(1841).
（6）People v. Bennett, 49 N. Y. 137, 141; 25 Wend. 483, 573.
（7）People v. Harris, 1847, 1 Edm. Sel. Cas. 453.
（8）Commissioner's Report on Code of Criminal Procedure [1850], ch. VII, p. 341.
（9）なぜ、一八五〇年の同委員会がこうした「正義の原理」に則った打切り規定を盛り込んだのか、社会的、歴史的な背景についての分析は本稿の能力を超えたものであった。しかし、いくつかの要素と考えられるものを挙げておきたい。

第一は社会政治史的なものであるが、ジャクソニアン・デモクラシーの影響とこれに触発された法典編纂運動である。特にニューヨーク州では、ディヴィッド・ダッドリ・フィールドに主導された民・刑の訴訟法典（案）が作られ、民事訴

訟法は全米二九の法域で採用されたという。刑事訴訟法は一八八一年まで採用されることはなかったが、いかにニューヨークの影響が強かったかを物語るものと言えよう。

第二は法思想的な面であり、右運動に携わったフィールドの考えに自然法的な傾向が強く見られたことである。これは民法典の提案の際にも「自然的正義」を強調した姿勢に見られよう。これらの点については、田中英夫『英米法総論（上）』（一九八〇年）二七二―六頁参照。

(10) Amended L. 1927, c. 596, eff. Sept. 1, 1927.

(11) A・S・ゴールドシュティン、渥美東洋監修・椎橋隆幸他訳『控え目な裁判所――検察官の裁量と有罪答弁――』（一九八五年）一七頁参照。

(12) Gen. Stat., 1930, sec. 6447.

(13) People v. Brickner, 15 N. Y. S. 528(1891).

(14) People v. Vaughan, 42 N. Y. S. 959(1897).

(14 a) People v. Willis, 23 Misc. Rep. 568, 52 N. Y. S. 808 (1898). 本件については、第一節〈一〉参照。

(15) ハリス判決のみならず、他州でもかかる機能は承認されていた。例えば、ジョージア州でのエドワーズ判決がそうである。「大陪審が訴状を認めたが、実質的に、その一般陳述の際に正式起訴は中止されるべきであると勧告した場合、この勧告が受け入れられるか否かは裁判所の裁量の範囲に入る。」(Edwards v. State, 121 Ga. 590, 49 S. E. 674(1904)).

(16) H. H. Spellman, The Criminal Codes of New York, 724(1937). ただしいくつかの裁判例は、三一三条と異なり六七一条の解釈として、被告人に申立て権はないとの立場を採っている。*See*, People v. Montgomery, 73 N. Y. S. 535, 537 (1901).

(17) People v. Davis, 286 N. Y. S. 2d 396(1967).

(18) ニューヨーク州の刑事裁判所の構成は、一番が上級裁判所 (Supreme Court)、郡裁判所 (County Court)、市裁判所 (City Court)、及び治安判事裁判所 (Justice Court) などであり、中間上訴裁判所は、上級裁判所控訴部 (Supreme Court, Appellate Division)、最高裁判所は Court of Appeals である。

(19) People v. Quill 177 N. Y. S. 2d 380(1958).

(20) People v. Campbell, 267 N. Y. S. 2d 5(1966).

(21) 286 N. Y. S. 2d 396, 400(1967).

(22) People v. Glaster, N. Y. L. J., August 25, 1966, p. 9, cols. 6-8. 同種の事案として、People v. Williams, 249 N. Y. S. 425(1931). がある。これは告発人が起訴後に心を変えて、告発の取下げを望んだというものだが、訴追の開始後はこうした告発人の意向は訴追の無効原因とはならない。しかし、裁判所は告発人による「真摯な依頼」に基づき、六七一条を用いて手続きを打ち切っている。わが国でも、同じような事案がある。名古屋高裁金沢支判・昭和三二年三月一二日・高刑集一〇巻二号一五七頁。

こうした事情を打切りの考慮にいれるよう、指針が後に示されることに注意したい。後述第四節〈二〉を参照。

(23) 286 N. Y. S. 2d 396, 398(1967).

(24) *Id.* at 400.

(25)「正義の原理」については本章第五節で多角的、包括的に考察される。

(26) Hon. Bernard A. Kosicki, *The Function of Nolle Prosequi and Motion to Dismis in Connecticut*, 36 CONN. BAR JOURNAL 159, 168(1962).

これは、ニューヨーク州の先例においても確認されている。一八九八年のウィナント判決では、「申立ては、憲法上の権利が侵害された場合にのみ正式起訴を打切るために行われる」とされている。*See*, People v. Winant. 24 Misc. 361, 53 N. Y. S. 695(1898).

(27) People v. Jayson, 295 N. Y. S. 2d 378 (1968).

(28) *Id.* at 379.

(29) *Ibid.*

(30) People v. Santoro, 63 N. Y. S. 2d 615(1946).

(31) *Id.* at 618-9.

(32) *Id.* at 619.

(33) *Id.* at 620.

(34) People v. Willis, 23 Misc. Rep. 568, 52 N. Y. S. 808(1898). ディッキー裁判官の法廷意見中の引用は、People v. Phillips

となっているが、これは明らかに誤りであろう。

(35) 53 N. Y. S. 695(1898).
(36) 68 N. Y. S. 924.
(37) 53 N. Y. S. 699.
(38) 52 N. Y. S. 808(1898).
(39) *Id.* at 811.
(40) 286 N. Y. S. 2d 396, 399(1967).
(41) 177 N. Y. S. 2d 380(1958).
(42) *Id.* at 382.
(43) *Id.* at 381.
(44) *Ibid.*
(45) People v. Campbell, 267 N. Y. S. 2d 5(1966).
(46) *Id.* at 6.
(47) People v. Williams, 249 N. Y. S. 425(1931).
(48) People v. Weiss, 61 N. Y. S. 2d 229(1946).
(49) *Id.* at 230-1.
(50) People v. Phillips, 177 N. Y. S. 2d 804(1958).
(51) *Id.* at 814-5.
(52) People v. D'Andrea, 207 N. Y. S. 2d 215(1960).
(53) *Id.* at 226-7.
(54) People v. Catlin, 220 N. Y. S. 2d 895(1961).
(55) *Id.* at 896.
(56) CCP111－1条dの規定は以下のとおり。

「前の規定によって定められている調査、尋問、質問を行う裁判所によって指名された者や、裁判所に対してなされた被告人によるいかなる陳述、承認、自白も、被告人に対する不利益な証拠として用いられてはならない。被告人が当該訴追で有罪と認定されるか、訴追が却下された場合に、当の被告人に対する管轄を有する裁判所が、彼に対する判断を行うに際して、そういった陳述、尋問、質問を考慮に入れてよい場合はその限りでない。」66 McKinney's Consolidated Laws of New York Annotated, Code of Criminal Procedure(1958).

(57) *Id.* at 898-9.

(58) People v. Weiner, 276 N. Y. S. 2d 365(1966).

(59) *Id.* at 365.

(60) *Id.* at 366. この他、証拠の不充分さについて司法経済的観点から訴追を打ち切った、People v. Osborne, 158 N. Y. S. 419 (1916). を参照。

(61) CCP六六二条b項は以下のように定める。

「一．検察官、また弁護人が審問する機会を与えられた後に、裁判所が被告人は自らに対する訴追や手続を理解し、自らの防御を行う能力に欠ける、白痴(idiocy)、精神薄弱(imbecility)もしくは精神異常(insanity)であるという意見を有する場合、公判もしくは手続は、以下の例外を除いて、被告人が自らに対する訴追および手続を理解し、自らの防御をなす能力に関して、白痴、精神薄弱、精神異常の状態から回復しないかぎり、一時停止されなければならない。

その際、裁判所は被告人を公衆衛生局もしくは州矯正局の長によって認められている適当な施設に置くべく、公衆衛生局のコミッショナーの保護のもとに送付しなければならない。……略」

(62) People v. Dickens, 255 N. Y. S. 2d 804(1965).

(63) *Id.* at 808.

(64) *Id.* at 809.

(65) 286 N. Y. S. 2d 400(1967).

(66) この点については第二節〈二〉三において一九七〇年法のなかの打切り規定の一類型として詳しく紹介しているのでこれを参照されたい。

(67) 迅速な裁判を受ける権利を規定するのはマグナ・カルタ以来の伝統であるにもかかわらず、アメリカにおいて修正六条は、一九〇五年のハウバート事件(Beabers v. Haubert, 198 U. S. 77(1905))によって連邦に、州に至っては一九六七年のクロップファー事件(Klopfer v. North Carolina, 386 U. S. 213(1967))によって適用可能となるまで、現実には救済の実効性は乏しかった。

(68) 386 U. S. 213(1967).

第二節　一九七〇年法（現行刑事訴訟法・ＣＰＬ）の制定――「正義の増進」原理の継受――

一九七〇年、ニューヨーク州は刑事訴訟法の全面改正を行った。本法は Criminal Procedure Law と呼ばれ（以下、ＣＰＬと略）、条文番号、及び条文規定の全般にわたって抜本的な改正がなされている。[1]

ＣＣＰと比較した新法ＣＰＬの特徴を形式的な点で見ると、まず九〇〇条を越える膨大な旧法を五〇〇条あまりにまとめ（後に六〇〇代、七〇〇代の条文が加えられた）、代わって各条文を細分化することにより詳細な規定を置くことを可能にし、法の利用を容易かつ迅速にするよう工夫されている。たとえば、「正義の増進のための訴追の打切り」を定める二一〇・四〇条は、「上級裁判所における正式起訴の提出から答弁に至るまでの手続」として二一〇節にまとめて規定されている諸々の手続の一貫として位置づけられており、旧法に比してはるかに体系化されたものとなっている。ＣＰＬ全体は大きく三つに分けられ、Ａ章からＤ章に至る一般的手続（刑事裁判所の管轄や名称、起訴の免責事項、証拠法則など）、Ｈ章からＭ章に至る主要手続（予備手続から起訴手続、刑の言渡し、判決後の手続）、そしてＰ章からＵ章に至る特別手続および各種手続から構成されている。[2]

ここで改正の手続法的な特徴を全て網羅することは不可能であるが、CPLは、旧法でまちまちであった各種の申立て手続を体系化し、包括的な申立て方式を確立しており、「訴追の打切り」に関する申立て手続の部分も主要な改革部分の中に含まれていたことを指摘しなければならない。[3] この改革された方式は、(1)訴追の打切り申立て（二一〇・二〇条ならびに一七〇・三〇条）、(2)証拠の排除申立て（七一〇節）、(3)有罪判決の取消（三三〇・三〇条）、(4)判決後申立て（四四〇節）の四つの申し立て手続きに大きく分類される。(1)の公判前の申立て手続に関しては、旧法下でdemurrer（妨訴抗弁）、大陪審での証拠不十分や二重の危険を理由にした諸種の打切り申立て(motion to dismiss)、そのほかのいくつかの申立てを二一〇・二〇条が一括して規定することとなった（詳細は、後の〈二〉を参照されたい）。[4]

本節では、このなかでも旧刑事訴訟法CCP六七一条の打切り制度を受け継ぎ、非類型的な訴追の打切りを定める、CPL二一〇・四〇条（重罪における正義の増進のための打切り規定）および一七〇・四〇条（軽罪における正義の増進のための打切り規定）を中心に、その他の打切り規定も紹介しながらおおよそを述べたい。

〈一〉 CCP六七一条の継受

一九六一年に議会によって創設された、『刑法および刑事規則改正に関する臨時委員会(Temporary Commission on Revision of the Penal Law and Criminal Code)』は、六五年に刑法典が議会を通過した後、次なる仕事を、一八八一年から続いていた刑事訴訟法が新しい刑法典と協調するよう、その全面改正に置くに至った。[5]

六七年にはまず第一次草案が示された。その八五条以下には、検察官による略式起訴状に対する訴追の打切り申立て規定が整備されたが、八五・三五条に「正義の増進のための訴追の打切り」規定が定められている。また、正式起訴状

に対する訴追の打切り規定は一一〇条以下に置かれ、一一〇・一一〇条には包括規定として九項目の訴追の打切り事由が示された。そこでは、定型的な起訴状の瑕疵や大陪審手続きにおける証拠の不十分などを理由とした訴追の打切り申立てが認められている。その中で、最後に、非定型的な打切り申立て理由として、「正義の増進のための訴追の打切り」への申立てが含まれており、一一〇・五〇条一項には「被告人、検察官そして裁判所自らの申出によって……正義の増進のために訴追を打ち切ることを明らかに求める要因、事情、状況を理由として、裁判所の裁量で訴追は打ち切られる」との規定が置かれた。

この草案に対する臨時委員会スタッフからの説明は、ただ「旧六七一条を実質的に言い換えたもの」というに過ぎなかったが[6]、被告人に対して法文上打切り申立て権を認めたことは旧法と比べて大きな違いであり、「Dismissal の法理」の見地からして、この草案初期の段階で当初から申立て権が認められた意義は大きいと思われる。また、既に旧法下での一九二七年の改正で加えられていた、打切りに際する理由の書面による開示については二項に定められている。さらに「正義の増進のための訴追の打切り」の適用範囲という点では、略式起訴にまでこれを拡大したことも見逃せないところであろう。

その後、第二次草案（一九六八年）、第三次草案（一九六九年）へと草案は変わって条文の位置や番号に移動はあるけれども、内容自体には変化はなく、最終的に七〇年の議会で承認され、そのまま施行されることとなった。

〈二〉　軽罪に対する打切り規定

一　正義の増進のための訴追の打切り規定（一七〇・四〇条）

打切り制度は、旧法とは異なって、「略式起訴(information)等」の場合と「正式起訴(indictment)」の場合についてそれぞれ規定されたわけだが、略式起訴は地区裁判所の管轄であり、正式起訴は上級裁判所の管轄である。順に規定を紹介すると、一七〇・三〇条で、以下の六つの打切り事由が挙げられている。

(a) 一七〇・三五条に定める起訴の要件を欠く場合
(b) 訴追された犯罪に対して免責されている場合
(c) 当該訴追が二重の起訴に当たる場合
(d) 当該訴追が時効にかかる場合
(e) 被告人が迅速な裁判を受ける権利を奪われた場合
(f) 訴追された犯罪につき管轄上、または法律上の障害がある場合

加えて(g)の要件として、一七〇・四〇条によって正義の要請にかなう場合が予定されたのである。一七〇・四〇条[7]は以下のように言う。

「略式起訴、簡易交通略式起訴、検察官略式起訴、または軽罪告発に対する打切りの申立て――正義を増進する場合」

一) 一七〇・三〇条第一項の(a)から(g)までの理由によって打ち切るべき法的根拠がない場合であっても、その起訴状または訴因に基づき被告人の有罪認定をし、またはこれを訴追することが正義に反するか、または正義に反する結果をもたらすことを明らかに示す止むを得ない要因、理由または事情が存する場合には、裁判所の裁量によって略式起訴、簡易交通略式起訴、検察官略式起訴もしくは軽罪告発を正義の利益において(in the interest of justice)打ち切ることが出来る。

二) 正義の増進のため(in furtherance of justice)第一項の規定によって訴追を打ち切る旨の命令は、訴追側および裁判所自身の申立て、および被告人の申立てによってこれを発することが出来る。裁判所は、この命令を発するにあたってその理由を記録に記載しなければならない。

すなわち、ここで規定されている諸種の略式起訴状に基づく犯罪、いわゆる非重罪犯罪に対する訴追の打ち切り規定は、「正義の増進」原理に基づいて規定されることになったのである。言うまでもなくこれは旧法CCPの六七一条をルーツとしている。また、第一項には「正義の利益において」という文言が見られるが、第二項との関連で見れば「正義の増進のため」という文言と同義に用いられていると解される。

CCPにおいては、非重罪犯罪に対するDismissalの規定は存在しなかったが、実質的に以下のように六六三条がこれを補っていた。

「被告人が治安判事の下に引致されるか、軽罪で起訴を余儀無くされる以前に当該犯罪行為によって被害を被った被害者が民事裁判によって救済を受けた場合、次条で規定されるとおり、以下の場合を除いて、罪に問われることはない。

一　官憲が業務の遂行の際に行った場合、

二　暴動の場合、又は

三　重罪を犯す意図で行われた場合[8]」

本規定は、一八三〇年の州対ビショップ事件で、「有罪後でなければ、正式起訴の前でも後でも、威嚇・暴行(assault, battery)または他の軽罪は解決されうる[9]」と判示されたようにかなり広い範囲で適用可能であった。しかしながらCPLは、旧法CCPのこうした軽罪に対する非刑罰化の処理規定を受け継ぐことなく、正式起訴に関する条文であった六七一条において定められていた「正義の増進」原理を軽罪に対しても適用することにした。とはいえ、一七〇・四〇条は、旧六六三条の流れを組む、いわばディバージョン、ディクリミナリゼーション（非刑罰化）の一貫として、軽微犯に対する不可罰思想の現れと受け止めてよいのではなかろうか。

本条に関する手続は、後に触れる重罪の打切りに関する手続が準用される（一七〇・四五条）。また一七〇・四〇条

は地区裁判所に関する規定であって、上級裁判所は、検察官略式起訴を正義の増進のために打ち切ることは出来ない。ただ一七〇・五〇条により、大陪審に提出された証拠が法的に犯罪事実を証明するに不十分である場合と、大陪審の手続が違法であった場合に限り、被告人の申立てによって打切りを行うことが出来ることになっている。[10]

二　打切りを考慮するための手続延期規定（一七〇・五五条）

さらにCPLは、訴追の打切り規定を軽罪にまで拡張したばかりでなく、こうした打切りを考慮するために一時的に手続自体を延期するという画期的な制度を置いた。これは正義を増進する打切りを終極的に予定する処理である（略称ACD・adjournment in contemplation of dismissal）。本手続は、今回の改正法規のなかでも最もユニークな制度のひとつであり、正式なプロベーション制度に送られない、手続内でのインフォーマルなディバージョンとして注目される。

一）裁判所は、略式起訴、簡易略式起訴、検察官略式起訴、または軽罪告発に対する罪状認否の際、もしくはその後で、有罪答弁の記録もしくは公判の開始前に、検察官もしくは被告人の申立ておよび他方当事者の同意、または裁判所自身の申立ておよび検察官ならびに被告人の同意に基づき、第二項により訴追の打切りを考慮するための延期を命ずることが出来る。

二）打切りを考慮するための延期は、正義のため起訴の終極的な打切りを考慮して期限を付さずに手続を延期することをいう。裁判所は、かかる命令を発した場合、被告人の誓約に基づいて同人を釈放しなければならない。この命令が発せられてから六か月以内に訴追の申立てがあった場合には、打切りを考慮する延期（ACD）が、正義の増進になっていなかったという判断に基づき、事件を事件表に戻し、手続を進めなければならない。六か月以内に事件が戻されない場合には、延期期間の満了時に、正義の増進のために裁判所により訴追は打ち切られたものとみなす。[11]

この制度は、CCPにいかなる起源も持たない全く新たなものと考えられるが、これは、既にニューヨーク市刑事裁判所において用いられていた、DOR手続＝「被告人誓約に基づく釈放(Discharge on Own Recognizance)」を制定法

に取り込んだものと見られている。[12] 本規定は、一般にプリ・バーゲニング（有罪取引）の一つの範疇に入るという見方もされているが、[13] この点は注意を要する。というのは、被告人は訴追を維持することが実質的に正義に反する結果となることを申立ての際に事実によって提示するよう求められる一方、[14] 正規のプロベーションと異なり、被告人に関する一切の逮捕、起訴の記録を封印することが求められており、いかなる有罪処分ともみなされず非犯罪化を徹底させているからである。なお、ＡＣＤの適用には、一項が示すように訴追側の同意が条件だが、裁判所は検察官によって審査されるべき点として、①起訴事実の性質、②訴追が成功する可能性、③被告人の前科、④事件表の負担という四点を挙げている。

検察側はこうした結論に至る理由を明示する必要はなく、裁判所もそれを求めることはない。[15] もちろんＡＣＤ手続の許可に当たっては、被告人の特性や背景、犯した犯罪の種類、前科の記録、他の処理過程（例えば民事裁判）に委ねるべきか否か、等を裁判所が独自に考慮のうえこれを決定しなければならないとされる。[16]

三　マリファナに関する訴追の打切りを考慮するための手続延期規定（一七〇・五六条）

ニューヨーク州は地区裁判所において提起されている訴因の唯一がマリファナに関するものである場合、右「打切りの考慮のための延期手続」（ＡＣＤ手続）と同様の規定を置いている。[17]

かかる場合、被告人からの申立てによって裁判所は全ての手続を停止し、打切りを考慮するために手続を延期するよう命ずることが出来る。また、その延期が不必要、又は不適当であると認められる場合には、その理由を記録中に記載し、正義の増進のため訴追を打ち切ることが出来るのである。ただし次の場合には打切りを考慮するために延期を命じてはならないし、訴追を打ち切ってはならないとされている。

一）被告人が以前にＡＣＤ規定に基づく処理を認められたことがある場合、
二）被告人が以前に本条による延期を認められたことがある場合、
三）被告人が以前に禁制品に関する犯罪について有罪を受けたことがある場合、
四）被告人が以前にある犯罪で有罪とされたことがあり、検察官が同意していない場合、
五）被告人が以前に禁制品に関する行為を理由に、少年手続での犯罪について手続を延期されたことがあり、検察官が同意していない場合、[18]

さらに裁判所は、延期を命ずる場合には相当と認められる条件を付すことが出来るが、これには適当な機関を監督者とすることも含まれている。打ち切る前に裁判官はこの条件を変更し、期間を延長することが出来るが、全体として一二ケ月を越えてはならない。そして被告人が裁判所の定めた条件に違背した場合は、命令を取消し、事件を手続に戻すと共に手続を進行させなければならない。前条と同様、定められた期間内に事件が戻されなければ起訴状は正義の増進のために打ち切られたと見なされる（二項）[19]。また裁判所は、以前に有罪を受けたことのない被告人に対する訴追の打切りに際し、あるいは打ち切り後に、いっさいの公的な記録を封印し、公私の機関がこれを利用しえないよう命じなければならない（三項）[20]。この命令が出されたならば、逮捕および訴追は事後的に無効（nullity）とされ、被告人は逮捕、訴追を受ける以前に有していた（法的な）立場に戻ることとなる（四項）[21]。

本条につき裁判所は前条と異なり裁量権を有しておらず、右に示された要件を満たしている場合には、ＡＣＤ手続を適用しなければならないとされている。一七〇・五六条は、明らかに麻薬の所持犯で捕まった初犯の被告人に、正義の利益において救済する機会を与える規定である[22]。

以上、三点にわたって軽罪に対する訴追の打切り制度ないし関連する制度を新刑事訴訟法（ＣＰＬ）の規定から紹介したが、特に注意されるべき特徴を挙げるとすれば、まず第一に、軽罪の処理として、賠償を要件としていたＣＣＰ六六三条を継受せず、「正義の増進」原理においてカバーされるとしたこと、第二に、この一七〇・四〇条による打切り規定に、被告人からの申立てに基づくことが明記されたこと、すなわち「（申立て）適格性（eligibility）」の問題が立法上の解決を見たこと、第三に、手続延期の規定の新設である。これは従前からニューヨーク市で行われていた「誓約に基づく釈放」手続と同じ効果を持つものであるが、被告人に対する非犯罪化の手続が必要なことから、大量の犯罪者を抱えるニューヨーク市にならって、軽罪の大量処理をはかるために、州も市と同様の規定を設けたと考えられよう。[23]

更に言うならば、第一の点は、「正義の増進」原理が重罪ともども判例、立法改正を通して分析される必要があることを示している。そして、第三の点は「正義の増進」原理の応用場面として、どのような場面で「延期」＝ＡＣＤが認められるのかが考察されねばならないことを示していよう。ただし、後者については軽罪の政策的処理にかかわるものであることから、本稿では直接の考察の対象とはせず、別の機会に譲りたい。そこで次項では、重罪に関する規定を紹介し、本稿はもっぱら「正義の増進」原理による端的な打切り処理をする判例の動向を把握することを主眼としたい。

〈三〉　重罪に対する打切り規定

ＣＰＬは、重罪の打切りに関して一〇の理由を挙げている。まず二一〇・二〇条において、九つの類型が概括的に示され、さらに二一〇・四六条では、軽罪と同じくマリファナ犯罪に対する打切りを考慮するための延期の規定（ＡＣＤ手続）が置かれている。

一　訴追の打切り全般に関する包括規定（二一〇・二〇条）

正式起訴(Indictment)に対し、上級裁判所は、罪状認否の後、被告人の申立てによって以下の場合に打ち切ることができるとされている。

(a) 正式起訴または訴因が二一〇・二五条の意味するところにおいて不備である場合[24]

(b) 大陪審にもたらされた証拠が、起訴された犯罪、またはそれ以下の犯罪を立証するのに法的に十分でない場合

(c) 大陪審の手続が二一〇・三五条の意味するところにおいて違法である場合[25]

(d) 訴追された犯罪に関して、被告人が五〇・二〇条、または一九〇・四〇条の定める免責を有している場合[26]

(e) 訴追が四〇・二〇条の定める再起訴の禁止に抵触する場合[27]

(f) 訴追が三〇・一〇条の定める期限（公訴時効）内に行われなかった場合[28]

(g) 被告人が迅速な裁判を受ける権利を否定された場合[29]

(h) 訴追された犯罪につき、被告人に対し管轄上の、または法的障害が存する場合[30]

(i) 二一〇・四〇条に従い、正義の利益のため打切りが求められる場合[31]

こうしてCPLは、包括的な訴追の打切り規定をまず二一〇・二〇条に定めたが、特筆すべきことは、これらの打切り申立てにつき被告人に適格性を認めて、当事者主義的な打切りの手続を構成していることである。

被告人は、一項(g)による場合を除いて、有罪答弁をする前か、無罪の答弁をする場合は公判開始前または答弁後三〇日以内に、申立てを行わなければならない（二項）。その後に行われた申立ては簡易却下されるが、(b)ないしは(i)「正義の増進のための打切り」による申立てがあった場合には有罪答弁の前か公判開始前に、またその他の理由による申立てがあった場合には量刑前のいかなる時点でも、正義の利益にかない、正当な理由が示されれば、裁判所の裁量によっ

て何時でも申立ての審理をし、判断することが出来るのである（同項）。実質的にかなり被告人の申立て時期に幅を認めている。

申立てに当たっては、被告人は書面で合理的な理由を検察側に提示しなければならず（二一〇・四五条一項）、その際、申立ての理由となる全ての理由を記載しなければならない（三項）。また、事実の発生ないし存在を理由とする場合は、申立て書に被告人またはその他の者による宣誓供述書を添付しなければならない（同条一項）。これらの手続規定は前項において述べられた軽罪に対する打切り規定についても適用される（一七〇・五〇条二項）。これに対し、訴追側は、申立てに記載されている一部または全部を容認または否定する答弁書を裁判所に提出することが出来、その際には弁護人または被告人に謄本を送らねばならない。更に訴追側は、申立てに反駁する書証を提出することが出来る（二一〇・四五条二項）。

裁判所は、両当事者の全ての書証が出されたのち、事実問題を解決するヒアリングを開かずに申立てを判断することが出来るかどうかを決定するためにこれらの書証を考慮しなければならない（同条三項）。そしてヒアリングを開かずに申立てを却下ないしは認容する場合（同条四、五項）[32]を除いて、ヒアリングを開いて申立てに必要な事実を認定しなければならないのである（同六項）。かかるヒアリングにおいて被告人側は、申立てを支持する全ての事実を十分な証拠によって証明する責任を負う（同七項）。

また、打切り後の「二重の危険」については、一項(a)（起訴状の不備）、(b)（証拠の不十分）、(i)（正義の増進のため）について打切る場合、もしくは訴因を取り下げる場合は、裁判所は訴追側の申立てによって裁量で大陪審に再訴する権限を与えることが出来るが、右以外の理由に因る場合はこの権限は与えられず再訴は妨げられる。また前者の場合であっても、再訴の権限が与えられなかった場合には、打切り命令は同一郡内の刑事裁判所における訴追の障害となる（二

一〇・二〇条四項）。

二　正義の増進のための打切り規定（二一〇・四〇条）

ＣＰＬは、軽罪と同様、重罪に対しても非類型的な訴追の打切り規定を定めた。言うまでもなくこれは、ＣＣＰ六七一条を受け継いだ[33]「正義の増進」のための打切りであり、二一〇・二〇条に定められる定型的な訴訟障害理由以外を根拠とする、非類型的な打ち切り権限を裁判所に与えたものである。二一〇・四〇条は以下のように規定する。

一）二一〇・二〇条一項(a)から(h)までに定める理由によって法的な問題として(as a matter of law)打切りをする根拠がない場合であっても、被告人を正式起訴または訴因に基づき有罪とし、または訴追を行うことが正義に反することを明らかに示す、やむをえない要因、理由、情況があり、裁判所の裁量によって打切りが求められる場合には、二一〇・二〇条一項(i)の定めるところによって、当該正式起訴または訴因を打ち切ることが出来る。

二）正義の増進のために正式起訴を打ち切る命令は、被告人からの申立てと並んで裁判所また検察側の申立てによって発することが出来る。この命令を出す際には、裁判所は記録にその理由を明らかにしなければならない。

まず法文から本条とＣＣＰ六七一条とを比較すると、第一に、被告人の申立て適格が認められたこと、第二に、単に正義の増進のためということでなく、それを支持する「やむをえない要因(factor)、理由(consideration)、情況〔事情〕(circumstance)の存在」が要件とされたこと、第三に、一般の打ち切り理由に対する例外規定である旨が明記されたこと等がＣＰＬの特徴として指摘されよう。

例えば、一九七五年のシャーニス事件（判例番号Ｂ②後述）では、本条が「旧六七一条の焼き直しであること」を認め、「正義の増進のため訴追を打ち切る申立てに関する本条項は、被告人が正義の増進のために申立てをできるという点においてのみ訴追の中止に関する従前のＣＣＰと異なっている」（下線筆者）[34]として、第一の特徴を裏付けている。

さらに、第二の点については、第三の点とともに、裁判所に対して慎重な判断を義務づけているものと解されているようである。いくつかの判例が、当規定による打切りの適用にあたって裁判所に慎重な裁量を行使することを要請していることからもこのことが伺える。例えば、一九七五年のベルコタ事件では、「裁判所の裁量は絶対的なものではなく、控え目に(sparingly)行使されるべきものである」と判示されていたし[35]、一九八三年のバレラ事件においても、「正義の利益のために正式起訴の打ち切りにつき、裁判所の裁量の行使が求められる状況とは、やむをえない(compelling)ものでなければならず、その裁量は控え目に行使されねばならない」と述べられている[36]。また一九七七年のウォルシュ事件でも、「打切りへの裁判所の裁量は、控え目に(sparingly)行使されるべきであり、「差し迫った必要性(crying need)」が存在しないにもかかわらず認められた打切りは、裁量の濫用として覆される恐れがある」と警告を与え、上級審の審査の可能性を明らかにしている[37]。この上級審の審査については上訴の規定である四五〇・二〇条に定められているように、訴追側は、二一〇・二〇条に定める正式起訴状またはその訴因を打ち切る命令に対して権利上訴を行うことが出来るとされている（この点については後述、第四節〈一〉三を参照されたい）[38]。

法文上は以上のような新しい特色を有しつつも、「正義の増進」原理の適用については、新法制定後もCCPの先例に従って解釈され、むしろ法の一貫性を強調する傾向にあった。たとえば、一九七二年のグレイドン事件において、ベルナルド裁判官は旧法の判例を多数引用し、本条の適用にあたって以前の（たとえばデービス事件やクィル事件などの）基準を適用しうるとしているし[39]、一九七五年のシャーニス判決も、前章で明らかにされたように、「訴追の中止」権がCCP六七一条に継受され、本条も同じ精神に立っていると述べていた[40]。

三　迅速な裁判を受ける権利をめぐる打切り規定

ニューヨーク州では、重罪についての迅速裁判権（迅速な裁判を受ける権利）の侵害が生じた場合については二一〇・二〇条一項(g)に従い、また軽罪についての迅速裁判権の侵害が生じた場合については一七〇・三〇条一項(e)に従い、被告人の申立てにより訴追の打切りが認められる。

ニューヨーク州には迅速裁判条項を定める憲法規定は存しないが、一条および六条において「いかなる人も、適正な手続または法律なくして生命、自由、身体を侵害されない」という規定が置かれており、迅速な裁判に関する規定がCPLにおいて制定されるまではかかる条項が一般に権利救済の根拠とされていた。[41]

しかしながら、迅速な裁判は、広く英米法の司法制度の中では本質的なものと考えられてきており、本州判例においてもこの点は確認されている。その内容としては、第一に、公判前の不正な、耐えがたい拘禁(incarceration)を防ぎ、第二に、公訴に伴う不安や心配を最小限にし、第三に、長い遅延によって生ずる被告人の弁護の能力を損なう可能性を減少させることにある、とされている。[42]

連邦の管轄において保障される迅速裁判権が修正一四条を通じて州にも適用されるようになるのは、一九六七年のクロップファー事件以降であった。[43]この判決は、ニューヨーク州への手続に対して修正六条は適用されないという一五〇年にわたる先例を覆す画期的なものであったが、かかる消極的解釈がそのまま受け入れられていたわけではない。たとえば一九六〇年のウィルソン事件ならびに一九五五年のプロッサー事件で判示されたように、「迅速で、公開の裁判を受ける権利(right to a speedy and public trial)は、公民権法第一二条およびCCP第八条によって保障され」るとされていたし、一九六三年のケニオン事件では、迅速な裁判を受ける権利は、連邦憲法修正一四条のデュー・プロセス条項の範囲に含まれる自由と正義に関する根本的な原理であると考えられていた。[44]

さて、現在のニューヨーク州の迅速裁判に関する実定法上の規定は多岐にわたっている。第一は連邦憲法典の修正六

条、一四条[45]であり、第二は制定法であるCPLの三〇・二〇条および公民権法一二条である。さらに一定期間のうちに訴追することを定めた三〇・三〇条による保護（迅速裁判法）が一九七二年に付け加えられている。また三〇・一〇条に定める公訴時効制度も右権利の保障の一部と見ることが出来よう。三〇・二〇条は以下のように定める。

被告人は、公判開始の後、迅速な裁判を受ける権利を有する。

(二) 刑事事件の裁判は、出来るかぎり民事事件よりも優先権を与えられなければならない。刑事訴追が系属している間、被告人が保安官のもとに拘禁されている場合は、その事件は他の事件よりも優先されなければならない。

裁判所は、被告人に迅速な裁判が保障されたか否かを判断するに当たって、一九七五年のタラノビッチ事件で五つのクライテリアを示した[46]。すなわち、①遅延の長さ、②遅延の理由、③当該犯罪の性質、④公判前の拘禁の期間、⑤被告人が遅延によって被害を被ったかどうか、である。この要件は全て考慮されねばならず、一つだけでは決定的ではないとされている。また、いかなる事件にも適用するような明確な指標というものは作られていないのであって、個々の事例に固有の事実に従ってこうした要件が評価されることになる[47]。以下にそれぞれの要件の考慮をみてみよう。

① 遅延の長さ

被告人の迅速裁判権を侵害したと自動的に認められる特定の期間は存在しない。遅延が長ければ長いほど、被告人が権利を侵害される可能性は大きくなり、救済が認められることになる。タラノビッチ事件でも、裁判所は自ら一定の期間を正確に示すことを拒否していた[48]。すなわち、かかる遅延があったことのみが打切りの条件となるのではなく、被告人側は憲法上の迅速裁判権を侵害されたという事実上の、ないしは法的な理由を明らかにすることを求められる[49]。

② 遅延の理由

訴追側に意図しなかった手落ちがあった場合には、かかる遅延について不問に付す傾向が非常に強い。例えば、行方不明の証人の発見のために警察に遅延の責任が転嫁される場合や[50]、重要な訴追側証人の身体的な無能力による場合[51]などがそうである。また、一九八五年のロウリィー事件では、裁判所は、検察側が被告人の有罪を立証するのに必要な医学上の証拠を獲得する善意の努力を行っていたと認定し、二二か月に及ぶ遅延を権利侵害として認めず、打切り申立てを却下している[52]。

③　犯罪の性質

一般に、殺人罪のような重大な犯罪で起訴されている被告人は小さな犯罪に比べて慎重に取り扱われることは当然であり、そのため小さな犯罪よりも遅延を正当化することも必要な場合がある、とされている。しかしながらこのことは、被告人の迅速裁判権が訴追されている犯罪の種類によって左右されるということを示すものではなく、むしろ検察官が軽罪よりも重罪における準備においてより完全に、また慎重であることを理解しておくことを意味しているにすぎない[53]。ただ裁判所は、事件の単純さ、あるいは複雑さを個々の事件の事情として吟味する、とされていることから[54]、そうした範囲で犯罪の性質が考慮されることが許されている。

④　公判前の拘禁の期間

拘禁の期間は重要な要素とされている。何故なら、公判前の長引いた勾留を防ぐことが迅速な裁判の目的の一つとなっているからである。また被告人が余りに長期にわたって拘禁されると、証拠を集めたり証人と連絡を取ることが不可能になるからである[55]。

⑤　被告人の被害

被告人は公判開始時に、遅延の結果、彼に生じた不利益を明示することを義務づけられないけれども、遅延の長さに

問題がある場合、被告人の無罪の可能性がそれによって影響を受けたかどうかという点に依拠することもある。[56] しかしながら過度に遅延が長い場合、被告人は不利益を証明する必要がないとされている。[57]

さて、CPLは、三〇・三〇条において詳細に逮捕から起訴までの迅速裁判の規定を置いている。一九七二年の改正によって本規定が制定される以前には、七一年のガンチ事件での裁判で示されたように、当該遅延が検察側に責めを帰すものでなく、また過度に長くなく、そして裁判所のコントロールを超える理由から生じたものである場合、遅延に正当な理由があったと受け取られていた。[58] これは「正当な公判前の準備に関する原則(ready trial rule)」と呼ばれ、三〇・三〇条に組み入れられた。すなわち、立法者は明らかに、迅速な裁判を受ける被告人の権利と、秩序ある社会を望む社会の権利とのバランスをとらなければならないことを意図している。[59] これは、訴追側、被告人側の双方の行為が衡量されるという一九七二年の連邦のバーカー対ウィンゴ事件において明らかにされた合理的根拠に従うということでもある。[60]

訴追の許される時間的制限は次のとおりである。

〈表1〉

犯罪の等級	通常許される期間
(a) 重罪	六か月
(b) 軽罪／三か月以上の拘禁刑	九〇日
(c) 軽罪／三か月以下の拘禁刑	六〇日
(d) 違反	三〇日

〈表2〉

犯罪の等級	通常許される期間
(a) 重罪	九〇日
(b) 軽罪／三か月以上の拘禁刑(A級)	三〇日
(c) 軽罪／三か月以内の拘禁刑	一五日
(d) 違反	五日

三〇・三〇条一項は「三項に特段の定めがある場合を除き、一七〇・三〇条一項(e)、二一〇・二〇条一項(g)による申立ては、訴追側が次に定める期間内に公判に臨む用意が整っていない場合、これを許容しなければならない」とあり、二項では勾留中の被告人に関する規定がある。

「第三項で定める場合を除き、訴追側が以下（前頁表Ⅱ参照）に定める期間内に公判に臨む用意が整っていない場合には、保釈金または本人の宣誓により被告人を保釈しなければならない。」

四　重罪において打切りを考慮するための手続延期規定

唯一の訴因が、刑法二二・〇三条の定める罪で、当該禁制品がマリファナである場合、その正式起訴につき上級裁判所で罪状認否をした際またはその後、有罪答弁の記録もしくは公判の開始前であれば、裁判所は被告人の申立てによって、全ての手続を停止し、打切りのために手続を延期することが出来る（二一〇・四六条）。この手続は前述の、軽罪における同じ手続（一七〇・五六条／ＡＣＤ手続）を準用する。

以上、重罪に関する訴追の打切り規定を概観することが出来た。訴追の打切りも、包括規定に示されたように、その理由は様々で、本稿が取り上げる「正義の増進のための訴追の打切り」はその一態様に過ぎない。しかしながら、「正義の増進のために」という理由は特異であって、法的判断とも事実的判断とも区別される特殊な公訴の無効原因といわなければならないだろう。さらに、その理由も明示的ではないため、非類型的で、まさに正義の観点から被告人に対して「開かれている」。

続いて第三節では、軽罪および重罪に対する「正義の増進」原理の適用事例を取り上げ、これを分析する。また第四

節においては、一九七九年に始まる法改正の動向と、その一環としておこなわれた「正義の増進のための訴追の打切り」規定中への打切り判断のための基準の制定や、その後の事例を紹介し、判例研究を通してニューヨーク州における非類型的な訴追の打切り制度の実際を学んでいきたい。

（1）本法については、司法資料四二八号に邦訳があるのでこれを参照（『一九七〇年ニューヨーク刑事訴訟法』（一九七六年））。ただし、この邦訳では dismissal は「却下」と訳されている。また、敷田稔「欧米における公判審理の実際（二）―米国」『公判法大系第二巻』（一九七五年）五二頁以下にニューヨーク州の手続が概観されているが、軽罪に関する手続は省略されていること、本章で紹介される立法改正があることに注意する必要があろう。その他、ニューヨーク市弁護士会編『知っておきたいアメリカの法律』（一九八八年）八五頁以下も参考になろう。

　欧文では、F. J. Ludwig, *Improving New York's criminal procedure law*, 45 St John's L. Rev. 387(1979). を参照。

（2）したがって、CPLにはEFGNOXYZの各章が存在しないことになる。また、節番号では、八〇から一〇〇節、四八〇から四九〇節がない。

（3）Temporary Commission on Revision of the Penal Law and Criminal Code, Proposed New York Criminal Procedure Law 1969 Bill, XII(1969).

（4）*Id.* at XIX.

（5）Temporary Commission on Revision of the Penal Law and Criminal Code, Proposed New York Criminal Procedure Law 1967 Bill, XI-XII(1967).

（6）*Id.* at 188.

（7）CPL§170.40. その手続は、一七〇・四五条の定めるところによれば、正式起訴状の打切り規定の手続を定めた二一〇・四五条を順用するとしている。*See*, CPL§170.45.

（8）CCP§663．一九〇五年のクリーブランド対クロムウェル事件では、「被告人が単純な軽罪で起訴され、彼の弁護人が法

廷外で検察官と事件を処理した場合は、裁判所はこの規定および六六四条によって権限を与えられ、かかる処理に基づき被告人を釈放する」こととされた。*See*, Cleveland v. Cromwell, 96 N. Y. S. 475(1905).

けれども、「公衆がいかなる損害も被っていない場合、重罪以下の犯罪につき民事上の解決があり得るが、被告人はこれを当然に拒否することが出来る」のである。People v. Borregine, 276 N. Y. S. 2d 734(1966).

また、六六四条では、手続を中止する(stay upon)命令を裁判所が下す際の、コストの支払いについても定められていた。

(9) People v. Bishop, 5 Wend. 111(1830).

(10) CPL §170:50

(11) CPL §170:55

(12) 1 Marvin Waxner, New York Criminal Practice, 6-74 (1988). 一九七四年のポメランツ事件で、ニューヨーク市刑事裁判所のブラウン判事は、「かかる規定の使用は、一方で有罪を否定し、他方で打切りを否定しており、むしろ不定期で非公式のプロベイション期間のために訴追を除去しようと(abatement)するものである。これは、刑事裁判で有罪としないことを求める一方で、完全に(outright)打ち切るべきでないような事件の処分が求められるような司法の現場(workshop)における、重要な道具なのである」と述べて、一七〇・五五条によるACD手続の有用性を描いている。People v. Pomeranz, 351 N. Y. S. 2d 613(1974).

プロベーション制度は各国において実施されているが、特に本手続は正規のプロベーション手続に組み入れられない司法のコントロールの下にある手続であって、なおかつプロベーションの理念に適っていることが注目される。わが国では裁判所に一般的な刑の免除権限が与えられていないため、執行猶予制度ならびに保護観察制度がその代わりを果たしているのであるが、これは実質上、刑罰であって非刑罰化の思想からはやや距離があろう。ニューヨーク州におけるプロベーション並びに宣告猶予制度については、鈴木義男「アメリカ法律協会の模範刑法典とニューヨーク州の新刑法(6)」法曹時報二一巻九号（一九六九年）一頁以下を参照。これは一九六七年に制定された新刑法典の紹介である。なお現行ニューヨーク州刑事法典には、執行猶予制度がなく、条件付釈放(conditional discharge)として「宣告猶予制度」が規定されるのみである。これについては後述の第三章第二節〈三〉を参照。

ドイツでは、刑の留保付宣告が定められている（刑法五六条aから五六条dまで、および五九条a、刑事訴訟法二六八

条a)。

(13) People v. Siragusa, 366 N. Y. S. 2d 336 (1975).

(14) People v. McDonnell, 373 N. Y. S. 2d 971 (1975).

(15) 366 N. Y. S. 2d 336.

(16) 351 N. Y. S. 2d 613. たとえば、あるテキストは、かかるACD手続の適用の可能性ある事例につき、八五歳の老人が収穫感謝祭近くに店に押し入って、七面鳥を盗み、小額窃盗(petit larceny)で起訴された場合を挙げている。Sam Maislin, New York Criminal Practice and Civil Practice Designed For Criminal Justice / Paralegal Student, 123(1988).

(17) CPL §170:56.

(18) CPL §170:56-1

(19) CPL §170:56-2

(20) CPL §170:56-3

(21) CPL §170:56-4

(22) People v. Mann, 372 N. Y. S. 2d 902(1975). 本件は、被告人マンが、刑法二二〇・〇五条に定められている麻薬犯罪で起訴されたが、ACD手続の適用を受け、既に一年四ヵ月が経過した時に同人が以前同じACD手続を適用されていたことが発覚し、検察官が一二か月の期間を過ぎたのちにもかかわらず、再び手続に乗せることを要求した事例である。ローゼンタール裁判官は、「本条の実際の文言によれば、かかる（一七〇・五六条の定める延期の）処遇を受けることが許されるのは、唯一潔癖な記録を持つ者であり、麻薬に関して初めてかかわった場合であり、その麻薬がマリファナである場合だけである。正義の利益のためと同じく法解釈上からも、当該被告人が一七〇・五六条によって適当な処遇を受けたとは言い得ない」と判示して、検察官の申立てを認めている。

(23) この点、たとえば、Raymond Nimmer, Diversion : The Search For Alternative Forms Of Prosecution(1974). 参照。

(24) 二一〇・二五条にいう起訴状の不備とは、一）様式の不備（二一〇条各条項を参照）、二）管轄権の不存在、三）犯罪を定めた法律が違憲、無効である場合である。

(25) 二一〇・三五条にいう違法とは、一）構成上の違法（不適格者が存在した場合）、二）一六名未満で構成された場合、三）

起訴状に賛成したものが一二名に満たなかった場合、四）被告人に出頭、証言の機会が与えられなかった場合、五）一九〇節に定める手続に合致せず、手続の公正さが害され被告人に不利益を及ぼした場合である。

(26) 一九〇・四〇条

一）大陪審の手続における証人は、全て、それが自己負罪となるという異議または信念にかかわりなく彼に求められた証言をしなければならない。

二）その証人は、次の場合を除いて訴追免責を受ける。

(a) 証人が、一九〇・四五条に従い訴追免責を放棄し、その放棄が有効である場合。

(b) 証言が質問に対してなされたものではなく、質問されていないことを知りながら好意で、または任意でされた場合。

(c) 略

(27) 四〇・二〇条／従前の訴追が後訴の障害となる場合は以下のとおりである。

一）同一の犯罪で二度起訴される場合。

二）次の場合を除いて同一の犯罪につき二個の犯罪として別に起訴されることはない。

(a) その犯罪が実質的に異なる要素から構成されていて、一方の犯罪を構成する行為が、主要な点で他方の犯罪を構成する行為と明らかに区別できる場合。

(b) その犯罪の一方が、他の犯罪の要素とされていない要素を含んでいて、それらを定めた制定法が著しく異なる種類の害悪を防止するために制定されている場合。

(c) 一方の犯罪が禁制品の所持罪であり、他方がその販売以外の使用罪である場合。

(d) 一方の犯罪が暴行ないしは身体に傷害を与える罪であり、他方がその傷害によって人を死亡せしめた殺人罪であって、その死の結果が暴行その他の殺人罪以外の訴追の後に生じた場合。

(e) 各犯罪が異なる被害者に対する死、傷害、損害その他の結果を含む場合。

(f) 一方の犯罪が他の法域の法に属するものであり、その犯罪がその法域で訴追されて、その起訴が、本州の定める他方の犯罪においては要素とされていない犯罪要素を証明する証拠が不十分である旨を明示した他法域の裁判所の命令によって終結した場合。

(28) 公訴時効に関する規定は以下のとおりである。

三〇・一〇条

二) 第三項に定める場合を除いて、

(a) Aクラスの重罪は何時でも訴追を開始しうる。

(b) (a) その他の重罪は、犯行後五年以内に訴追を開始しなければならない。

(c) (b) 軽罪は、犯行後二年以内に訴追を開始しなければならない。

(d) (c) 軽犯罪 (petty offense) は犯行後一年以内に訴追を開始しなければならない。

三) 以下の場合は時効期間を延長する。

(a) 信託義務 (fiduciary duty) に違反して犯された窃盗への訴追は、当該犯罪を構成する事実が発見されるか、合理的な注意のもとにあれば、被害者または犯罪に関与していない代理につき法的義務のある者によって発見された場合には、その時点から一年以内に訴追しうる。

(b) 公務員による公務上の不正行為 (misconduct) に関する犯罪の訴追は、被疑者たる公務員が職についている間、ないしは公務員の身分を失ってから五年以内であれば何時でもこれを開始することが出来る。しかしその期間は、公訴時効の期間より五年以上延長されることはない。

四) 次の期間は時効期間に算入されない。

(a) 犯罪後、i) 被疑者が継続して本州以外に居た期間または、ii) 被疑者の居場所が継続して不明であって、相当の努力によっても継続して確定できなかった期間。ただし、二項に定める時効期間より更に五年以上は延長しない。

(b) ある犯罪に対する訴追が定められた公訴時効期間内に適法に始められ、後にそれが打ち切られた場合、同一の犯罪について、または同一の行為による犯罪につき再訴が許されているか、再訴が許される状況がある時、前の訴追が開始されてから打ち切られるまでの期間は、新たな訴追に関する時効期間にこれを算入しない。

(29) 迅速な裁判についてはCPLは当初、三〇・二〇条という一般規定しか置いていなかったが、一九七二年に迅速裁判に関する新たな基準を設定した。これが三〇・三〇条である。

(30) かかる規定の事例として、例えば一九七六年のロイシャー事件では「家庭裁判所の書記官が、夫婦間での問題につき家

庭裁判所の判事の決定を得ることなく更なる刑事手続を求めて地区裁判所に事件を送付した場合、正式起訴状における瑕疵は管轄に関するものとなり、その結果、打切りを求めることになる」と判示されている。People v. Reuscher, 390 N. Y. S. 2d 568 (1976).

(31) 正義の増進のための打切りについては、次項を参照。

(32) 二一〇・四五条四項／裁判所は以下の場合、ヒアリングを開かずに申立てを認容しなければならない。二一〇・二〇条一項の定める申立てをする法的根拠が記載されており、事実の存在、発生を理由としている場合にその事実につき宣誓供述がなされており、これら全ての宣誓供述が検察側によって真実であると認められた場合。

二一〇・四五条五項／裁判所は以下の場合、ヒアリングを開かずに申立てを却下しうる。申立書に二一〇・二〇条一項の定める理由が記載されておらず、申立てが事実の発生、ないしは存在に基づくものである時、必要な事実を指摘する宣誓供述書が添付されておらず、申立てに必要な事実の主張が明らかな書証によって反証されている場合。

(33) CCP六七一条については前節を参照。

(34) People v. Shanis, 374 N. Y. S. 2d 912(1975).

(35) People v. Belkota, 377 N. Y. S. 2d 321(1975).

(36) People v. Varela, 470 N. Y. S. 2d 295(1983), *affirmed as modified on other grounds* 106 N. Y. S. 2d 13. さらに一九八四年のリットマン事件でも、「正義の利益のために正式起訴を打ち切る裁判所の権限は、控え目に行使されるべきである」とされている。*See*, People v. Litman, 470 N. Y. S. 2d 940(1984).

(37) People v. Walsh, 291 N. Y. S. 2d 374(1977).

(38) CPL §450:20-1.

中間上訴裁判所への訴追側による上訴――権利として上訴が出来る場合

一）一七〇・三〇条、一七〇・五〇条、二一〇・二〇条に記載された、正式起訴または訴因を打ち切る命令に対して。

二）以下、略。

(39) People v. Graydon, 330 N. Y. S. 2d 259(1972).

(40) 374 N. Y. S. 2d 912.

(41) New York Constitution, Article 1 & 6. ただし、CCP下において、六七一条による手続の打切りの可能性を示唆した判決が存在する。おそらく、憲法上の権利侵害が存した場合に準じて六七一条の手続を利用することに可能性を見出したものと考えられる。*See*, People v. Jayson, 295 N. Y. S. 2d 378(1968).

(42) People v. Cousart, 458 N. Y. S. 2d 507(1982). 被告人はリッチモンド郡上級裁判所で第二級の禁制品所持の有罪答弁をおこない、有罪判決を受けたが、迅速な裁判を受ける権利の侵害を理由に上訴した。最高裁は、憲法修正六条の適用がなく、公判前のみであること、最初の有罪から再審までの五年の遅延が、デュー・プロセスの侵害とは認定されないことを明らかにしている。*See*, Watts v. Supreme Court, 318 N. Y. S. 2d 840, *appeal denied*, 320 N. Y. S. 2d 755(1971). 一九六〇年に、第一級の謀殺罪の起訴につき、公判出頭が不能であると判断された被告人はビンガムトン州立病院に収容されていたが、一九七〇年出頭可能であると診断され、拘置所に戻された。そこで被告人側は、迅速な裁判を受ける権利の侵害を根拠に打切りを申し立てたが、事実審裁判所はこれを認めなかった。

(43) Klopfer v. North Carolina, 386 U. S. 213(1967).

(44) People v. Kenyon, 242 N. Y. S. 2d 156(1963).

(45) U. S. Const. 86, 14.

(46) People v. Taranovich, 373 N. Y. S. 2d 79(1975).

(47) 373 N. Y. S. 2d 79;People v. Dean, 412 N. Y. S. 2d 353(1978).

(48) 373 N. Y. S. 2d 79.

(49) People v. Savage, 442 N. Y. S. 2d 974(1980). 遅延が不当であったか否かを判断するために、裁判所は逮捕から公判までの全期間を考慮しなければならない、とされている。

(50) People v. Rodriguez, 438 N. Y. S. 2d 845(1981);People v. White, 442 N. Y. S. 2d 300(1981).

(51) People v. Kelly, 382 N. Y. S. 2d 1(1976)（一七か月の遅延のうち一〇か月）People v. Jonston, 438 N. Y. S. 2d 458(1984)（七か月の遅延の主たる理由が、検察側の主要証人が出廷可能となるまでに数週間の時間を要するほどの傷害を負っていたため）。

(52) People v. Lowry, 107 A. 2d 716(1985).

(53) 373 N. Y. S. 2d 79.
(54) 3 James Zett, New York Criminal Practice, 23-38(1986).
(55) 373 N. Y. S. 2d 79.
(56) *Ibid.*
(57) *Ibid.*
(58) People v. Ganci, 318 N. Y. S. 2d 484(1971).
(59) 3 Zett, *supra* note 54 at 23-50.
(60) Barker v. Wingo, 407 U. S. 514(1972).